

ひき逃げ事件捜査要綱の制定について（通達）

〔昭和47年6月24日発交指第326号〕
〔警察本部長から各部・課・官・隊・校・署長あて〕

改正 平成12年2月9日交指丙第30号

みだしの要綱を別添のとおり定めたから、部下職員に周知徹底を図るとともに、適正な運用に努められたい。

なお、制定の趣旨および要点等は、次のとおりである。

記

1 制定の趣旨について

ひき逃げ事件の捜査については、従来「轢逃げ事件処理要領（昭和35年発交82号、発捜136号、発鑑112号）」および「交通事故処理要領（昭和39年発交95号）」その他関連する訓令、通達によって行われてきたところであるが、最近のひき逃げ事件の多発と悪質化の傾向にかんがみ、その特殊性からとくに初動捜査の迅速性を強調し、捜査を統一的、かつ、協力を遂行するための交通部長の指示、捜査の共助および捜査活動などを重点に定めたものである。

2 運用について

（1）関連する訓令、通達との関係（第2）

この要綱を運用するにあたっては、たとえば捜査本部の設置および解散、現場鑑識班、ひき逃げ事件特別捜査班の出動等については、石川県警察重要事件捜査規程（昭和41年警察本部訓令第4号）、鑑識活動については、石川県警察重要交通事件鑑識要綱（昭和37年発鑑217号）の定めるところによるなど、他の訓令、通達との関連性を理解した運用が必要である。

（2）交通部長の指示（第5）

ひき逃げ事件の特殊性にかんがみ、交通部長は、特に、死亡または生命に危険が及ぶ重要なひき逃げ事件が発生した場合、隣接警察署長または逃走経路に関係のある警察署長に対して、容疑者捕捉のための必要な指示をすることにした。

また、交通部長は、警察署長の要請に基づいて関係部長と協議し、本部関係課、隊員の応援派遣をすることにした。

（3）初動捜査指揮（第3、第4）

ひき逃げ事件が発生した場合、警察署長は、署の全組織を結集して最善の捜査指揮と迅速な手配をし、初動捜査の遂行に全力を挙げることにした。

（4）報告および連絡（第4）

報告（連絡）は、別紙様式1を用いることにした。また、本部当直主任は、ひき逃げ事件の発生報告（手配）を受けた場合、会議用電話によって関係部、課、隊長等の緊急協議を要求するとともに、これらを経て警察本部長に報告することにした。

（5）効率的な緊急配備（第6、第7）

緊急配備にあたっては、遠隔地警察署に先に手配するなど、発生の際の時間的、場所的、地理的条件および容疑車両の逃走方向に応じて臨機応変の効率的な緊急配備を実施することを定めた。

また、緊急配備の解除については、発生地警察署長の判断によるものとし、警察本部長指揮事件、交通部長の指示に係る事件については、交通部長の意見を聞くことにした。

（6）手配を受けた警察署長の措置（第8、第9）

ひき逃げ事件の発生手配または、交通部長から指示を受けた警察署長の措置等につ

いて定めた。

特に、発生地警察署長から車当り捜査、参考人捜査の依頼を受けたときは、直ちに捜査を行い、その結果を速やかに回答しなければならないこととした。

(7) 配備員の留意事項(第10)

配備員が検問に当って特に留意しなければならない事項を定めた。

検問した車両、また交通量が多く職務質問や車両観察ができなかったときはナンバー等をメモして、以後の捜査における資料とすること。手配車両のみにとらわれることなく、検問車両全体について綿密な観察を行うなどの配慮をすることにした。

(8) 現場における捜査活動など(第11～第15)

現場保存、現場の捜査活動、現場観察、被害者に対する観察、容疑車両を発見した場合の措置等にあたっては、責任者の指揮統制に従って綿密に行い、車両の割出し、事故発生時の状況を確認するための証拠資料の収集に努めなければならないこととした。

(9) 継続捜査(第16)

初期の捜査活動で解決できなかったひき逃げ事件については、交通指導課長と緊密な連絡をとって捜査を継続して解決に努めることとした。

(10) 民間協力の要請(第17)

捜査に支障のない限度において、公開し、一般県民の協力を求めることとした。

(11) 基礎資料の整備活用(第18)

主管課および警察署に基礎資料を整備し活用を図ることにした。

自動車関係業者一覧表とは、おおむね次のものである。

- ア 自動車販売、修理業者
- イ 自動車部品販売業者
- ウ 自動車塗装板金業者
- エ 自動車解体業者
- オ その他

その他必要と認められる資料には、つぎのようなものが考えられる。

- ア 医療機関一覧表
- イ 運輸業者一覧表
- ウ 定期的通行車両の実態一覧表

3 検挙報告

ひき逃げ事件の容疑者を検挙した場合、別紙様式2により1週間以内に報告すること。

4 通達の廃止

この要綱の制定により、次の通達は廃止する。

昭和35年2月11日付発交82、発捜136、発鑑112号「轢逃げ事故処理要領」

ひき逃げ事件捜査要綱

(目的)

第1 この要綱は、ひき逃げ事件が発生した場合、警察の総合力を結集して迅速適確な組織捜査を行ない、早期に事件を解決することを目的とする。

(関連する訓令、通達との関係)

第2 ひき逃げ事件の捜査にあたっては、石川県警察捜査指揮規程(昭和38年警察本部訓令第10号)、石川県警察重要事件捜査規程(昭和41年警察本部訓令第4号)、石川県警察特別緊急配備要綱(昭和40年発捜一第314号)、石川県警察重要交通事件鑑識要綱(昭和37年発鑑第217号)ならびに石川県警察無線電話局および無線自動車等の運用に関する訓令(昭和47年警察本部訓令第7号)、その他関連する通達等の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(初動捜査指揮)

第3 警察署長は、ひき逃げ事件が発生したときは署の組織を結集して、最善の初動捜査および現場保存等必要な捜査指揮にあたらなければならない。

(発生報告)

第4 警察署長は、ひき逃げ事件が発生したときは、必要な手配と同時に事案の概要等を交通指導課長又は警察本部当直主任を経て警察本部長に報告するものとする。

2 前号の報告(連絡)は、別記「ひき逃げ事件発生報告(連絡)系統図」の例により行なうものとする。

(交通部長の指示)

第5 交通部長は、死亡または生命に危険が及ぶ重要なひき逃げ事件の発生があったときは、発生地警察署長の意見を聞き、隣接警察署長または逃走経路に関係のある警察署長に対して管内の検問の強化、聞込みまたは検挙等捜査を統一的、かつ強力に推進するため必要な指示をするものとする。

2 交通部長は、警察署長の要請に基づき関係部長と協議のうえ、本部関係課・隊員を応援派遣するものとする。

(効率的な緊急配備)

第6 緊急配備の発令もしくは要請をする場合は、時間的、場所的、地理的条件および逃走方向に応じ遠隔地警察署またはブロック内警察署に手配するなど、効率的な緊急配備を実施するものとする。

2 手配にあたっては、特に次の点に留意しなければならない

(1) 手配事項を具備しようとして、遅延することのないようにすること。

(2) 加害車両の特徴、痕跡の有無現場遺留品など判明した事項から逐次手配すること。

(3) 捜査の進展により判明した事実、さきにした手配と異なる事実については、直ちに追加または訂正手配をすること。

(緊急配備解除の時期)

第7 緊急配備の解除は、容疑者が捕捉されたとき、また容疑者が発見されないときは、捜査の進展状況、経過時間を考慮して発生地警察署長の要請に基づいて行なうものとする。

ただし、警察本部長指揮事件、交通部長の指示した事件については、交通部長の意見を聞くものとする。

2 緊急配備の解除にあたっては、逃走経路以外の方向から解除するなど諸般の状況を判断して行ない、容疑者の逃走防止に配慮しなければならない。

(捜査の共助)

第8 ひき逃げ事件の捜査にあたっては、本部関係各課、隊、および各警察署は緊密に連絡を行ない、相互に協力するものとする。

(手配等を受けた警察署長の指揮)

第9 緊急配備の手配を受けた警察署長は、速やかに指定か所に捜査員を配置して自動車の検問を実施しなければならない。特に、逃走方向にあたる場合は検問体制を強化するなど、容疑車両の捕捉に努めるものとする。

2 交通部長から発生事件についての検索、聞き取り等の指示を受けた警察署長は、直ちに所要の捜査を開始するとともに発生地警察署長と緊密な連絡を行ない、一体的捜査の遂行に努めるものとする。

3 発生地警察署長から、車当り、参考人その他の事項について、電話または書面で捜査依頼を受けた警察署長は、他に優先して捜査を行ないその結果を速やかに回答しなければならない。

(配備員の留意事項)

第10 配備員は、指定された場所に速やかに位置し、次の事項に留意して容疑者の発見、捜査情報の収集に努めなければならない。

1 自動車の停止および職務質問等にあたっては、危害予防に配慮すること。

2 容疑車でない場合、または反対方向から走行してきた車両等に対しても登録(車両)番号、運転者氏名、運転経路等を記録し、捜査上必要と認められる事項を聴取すること。

3 手配を受けた事項のみにとらわれることなく、検問車両の全般にわたって綿密に監察すること。

4 検問中知り得た情報等は、そのつど警察無線または付近の電話により報告すること。

(現場保存)

第11 責任者を定め現場の状況に応じた所要人員を臨場させ、速やかに保存区域を表示して交通制限を行なうなど、鑑識活動に支障のないように万全の措置をとらなければならない。

2 死傷者の救護により現場を変更するときは、迅速にその位置、方向、姿勢などを路上に表示するとともに、その状況を記録して実況見分責任者等に引き継がなければならない。

(現場における捜査活動)

第12 現場における捜査活動は、現場責任者の指揮に基づき手順よく、かつ、広範囲にわたって綿密に行ない、現場周辺通行車両のは握と、容疑車両割出しのための基礎活動としての成果を得るように努めなければならない。

2 現場における捜査活動によって得た資料、情報等はそのつど分析検討して捜査に活用するとともに、必要のあるものは直ちに手配しなければならない。

(現場観察)

第13 現場観察にあたっては、責任者の指揮統制に従って綿密な観察を行ない、路面の印象痕、塗膜片その他容疑車両の部品破片などの遺留品およびこれらの位置、状態等を明らかにして容疑車両の割り出し、事故発生時の状況を確定するための証拠資料の発見収集に努めなければならない。

2 発見収集した証拠資料について必要があると認められるときは、直ちに鑑識課に送付するなど専門的知識を有する者に鑑定を依頼する措置をとらなければならない。

(被害者に対する観察)

第14 死因、損傷状況の明らかでない死体については、解剖により死因等の究明に努めなければならない。

2 被害者の身体、着衣、所持品の類または被害車両等に印象された容疑車両の遺留痕、塗膜片、損傷の位置、状態について綿密な観察を行ない、証拠資料の発見収集に努めるとともに、前項2により措置しなければならない。

(容疑車両を発見した場合の措置)

第15 容疑車両を発見したときは、でき得る限りその位置において綿密な観察を行ない、証拠資料の検出発見に努めなければならない。

2 前項の証拠資料を採取するにあたって必要があるときは鑑識課（係）員の応援を求めるものとする。

（継続捜査）

第16 警察署長は、ひき逃げ事件が初期の捜査活動で解決できなかったときは、捜査主任官および係員を指定し、交通指導課長と緊密な連絡をとり積極的に捜査を継続して、解決に努めなければならない。

（民間協力の要請）

第17 ひき逃げ事件の捜査にあたっては、捜査に支障のない限度において報道機関、自動車関係業者、医療機関等に公開して、捜査もしくは容疑者検挙について協力を求めるものとする。

（基礎資料の整備活用）

第18 ひき逃げ事件捜査のため、おおむね次の資料を収集整備して、その活用を図らなければならない。

交通指導課（1）自動車識別台帳

（2）自動タイヤ紋様帳

（3）自動車標準色見本帳

（4）その他必要と認められる資料

警察署（1）自動車識別台帳

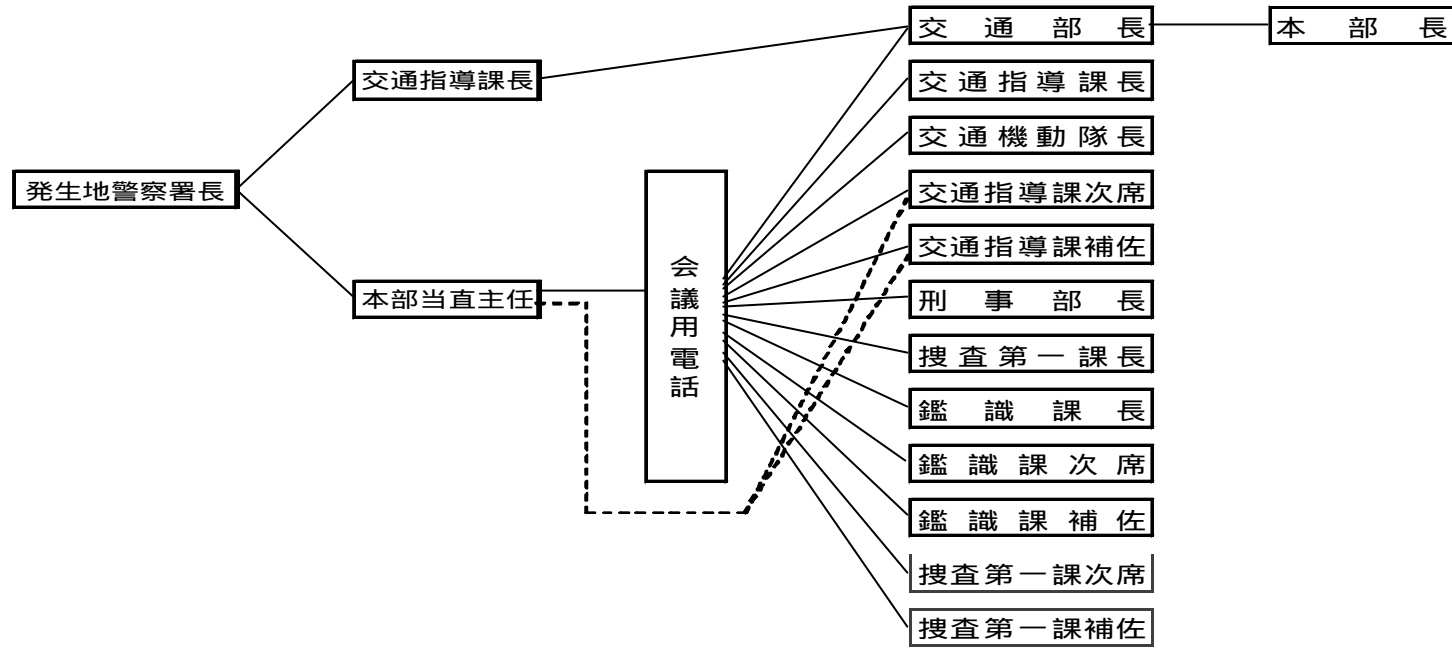
（2）自動車タイヤ紋様帳

（3）自動車標準色見本帳

（4）自動車関係業者一覧表

（5）その他必要と認められる資料

ひき逃げ事件発生報告（連絡）系統図



凡例

- { 1. 死亡事件
- { 2. 生命に危険が及ぶ事件
- { 3. その他必要と認める事件
- (例) 遺棄事件を伴う特異事件の場合は [] を含む。
- 上記以外の事件の場合